

運動部活動運営方針

土浦市立新治学園義務教育学校

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、児童生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、児童生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で2日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、児童生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下の休養期間を設ける。
 - ・夏季休業中： 8月13日 ～ 8月15日
 - ・冬季休業中： 12月27日 ～ 1月 3日
- 定期試験等の実施前の3日間及び学校閉庁日は、部活動休養日として設定する。

3 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- 5、6年生は、火曜日と木曜日に活動し、また、活動時間は1時間以内とする。土・日及び祝日の活動には、校内の練習に限り希望があれば参加できる。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として朝の活動は行わない。ただし、以下の場合に限り、保護者からの同意及び校長の承認を得てから行うことができる。
 - ・総合体育大会、新人体育大会の1ヶ月前からの期間
 - ・放課後の活動時間が十分に確保できない期間や、活動場所、活動時間が制限される場合
 - ・学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や陸上競技大会への参加など、特設の活動を実施する場合

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 運動部が参加する大会数の上限の目安を12大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とする。

6 文化部の活動

- 文化部活動の特性を踏まえつつ、本校の「運動部活動運営方針」に準じた取り扱いをする。